

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月13日
【会社名】	株式会社ホットリンク
【英訳名】	Hotto Link Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 幸樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区四番町6番
【電話番号】	03-5745-3900
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 高尾 秀四郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区四番町6番
【電話番号】	03-5745-3900
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 高尾 秀四郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 597,865,000円 新株予約権証券 8,110,400円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,113,152,400円
	(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,097,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、平成28年1月13日(水)開催の取締役会決議によります。なお、本新株式の割当予定先である合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹氏及び同じく割当予定先である石黒不二代氏は特別利害関係人としてかかる取締役会決議には参加しておりません。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,097,000株	597,865,000 (505,051,500)	298,932,500
一般募集			
計(総発行株式)	1,097,000株	597,865,000 (505,051,500)	298,932,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は298,932,500円であります。なお、発行価額の総額のうち505,051,500円を金銭による払込の方法で割当て、92,813,500円を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。金銭による払込総額は、「発行価額の総額」欄の()内に記載しております。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

現物出資の目的とする財産の内容は以下の債権(以下「本件貸付金債権」と総称します。)です。

債権者：salesforce.com, inc. (以下「セールスフォース・ドットコム社」という。)

債務者：当社100%子会社であるEffyis, Inc. (以下「エフィス社」という。)

発生原因：平成26年12月21日付Convertible Promissory Note(その後の変更を含む。以下「新Note」という。)に基づく貸付金債権750,000米ドル及びその利息債権

返済期日：平成28年1月29日

利率：年5%

担保：当社による連帯保証

現物出資とした理由は次のとおりです。

- ・米国のセールスフォース・ドットコム社は、エフィス社の提供するソーシャルメディアデータを購入し活用する主要顧客のうちの1社であります。
- ・エフィス社はセールスフォース・ドットコム社から、データの安定的供給を約してセールスフォース・ドットコム社に対して平成24年12月21日付でエフィス社株式への転換権を含むConvertible Note(以下「旧Note」という。)を発行することにより、750,000米ドルを借り入れました。
- ・旧Noteには特約条項が含まれており、もしエフィス社が第三者に買収された場合には、セールスフォース・ドットコム社に対して750,000米ドルの2倍の金額の支払いをすることと定められていました。
- ・平成27年1月に当社がエフィス社を買収したことにより、この特約条項が適用されたことから、エフィス社はセールスフォース・ドットコム社に対して、旧Noteに基づき従前の元本750,000米ドルに加え、新たに750,000米ドルの債務を負担し、合計1,500,000米ドルの債務を負担することとなりました。
- ・エフィス社はかかる旧Noteに基づく合計1,500,000米ドルの債務のうち半額の750,000米ドルを返済しました。残額の750,000米ドルの債務については、旧Noteを終了させたうえで新Noteを新たに発行することで、その返済期限を平成27年12月21日に延期することとされました。また、新Noteに基づくエフィス社の債務は、当社が連帯保証することとなりました。

- ・平成27年下半年、新Noteの返済期限が近づいてきたため、セールスフォース・ドットコム社との間で延長と返済方法についての協議を申し込みいたしました。その結果、返済の期限を平成28年1月末まで延期すると共に、もし今後当社取締役会が新株発行することを決議した場合には、本件貸付金債権は、その総額を当該取締役会決議の日の前日終値で除した数の当社株式(端数が生じた場合には現金で償還)に転換され、セールスフォース・ドットコム社に交付することとされました。なお、この時点では当社において本新株式の発行は決定していなかったため、同社に対して当社新株式を発行する義務は負っておりません。
 - ・このたびの本件貸付金債権の現物出資により、本件貸付金債権は金融商品取引法その他の適用法令に従い、本新株式のうち170,300株に転換されることとなります。
 - ・なお、この本新株式のセールスフォース・ドットコム社に対する交付の結果、エフィス社に対する新Noteに基づく本件貸付金債権はセールスフォース・ドットコム社から当社に移転することとなります。
- セールスフォース・ドットコム社は、米国カリフォルニア州に本社を置き、ニューヨーク証券取引所に上場する顧客関係管理(CRM)ソリューションを中心としたクラウドコンピューティング・サービスの提供企業であります。また同社は、日本のテクノロジー企業に対し20社以上の投資実績があります。当社においては、平成24年12月に資本業務提携契約を締結し現在当社株式280,000株を保有する大株主となっております。さらに当社子会社エフィス社は、同社の主要取引先であります。今般、本新株式を現物出資によりセールスフォース・ドットコム社に割り当てることによって、当社グループの財務体質の強化を図るとともに、当社子会社エフィス社とセールスフォース・ドットコム社との取引関係をより一層強固なものとし、更に当社においては資本業務提携先としてより一層推進していけるものと判断いたしました。
- なお、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」という。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております(同条第9項第1号)。セールスフォース・ドットコム社の本件貸付金債権の現物出資により割り当てる株式の総数は170,300株であり、当社発行済株式総数9,886,500株の10分の1を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
545	272.5	100株	平成28年1月29日(金)		平成28年1月29日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 当社は、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当では行われませんこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ホットリンク 本社 財務本部	東京都千代田区四番町6番

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南1丁目1番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	20,276個(本新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	8,110,400円
発行価格	本新株予約権1個につき400円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年1月29日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ホットリンク 本社 財務本部 東京都千代田区四番町6番
割当日	平成28年1月29日(金)
払込期日	平成28年1月29日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南1丁目1番1号

- (注) 1. 株式会社ホットリンク第18回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行は、平成28年1月13日(水)開催の取締役会決議によるものであります。なお、本新株予約権の割当予定先である合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹氏及び同じく割当予定先である石黒不二代氏は特別利害関係人としてかかる取締役会決議には参加しておりません。
2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものといたします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われませんこととなります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,027,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金545円とする。ただし、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,113,152,400円 ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年1月29日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成30年1月28日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ホットリンク 本社 財務本部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額とする。ただし、行使価額が同欄第3項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金400円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

	<p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,618,203,900	15,000,000	1,603,203,900

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行の払込金額505,051,500円及び本新株予約権の払込金額の総額(8,110,400円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,105,042,000円)を合算した金額であります。なお、払込金額の総額は、セールスフォース・ドットコム社に対する現物出資(92,813,500円)を除いております。

- 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用、並びに本新株式及び本新株予約権の発行に関する関連資料作成費用及び弁護士費用を含めた総額15,000,000円を予定しております。
- 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
- 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
財務体質の強化を目的としたエフィス社買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済	505,051,500円	平成28年3月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発	360,000,000円	平成28年2月～平成30年1月
インバウンド消費市場向け等新製品・サービスのためのシステム開発・企業買収	443,203,900円	平成28年2月～平成30年1月
財務体質の強化を目的としたエフィス社買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済	294,948,500円	平成28年3月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

- 本新株予約権の行使による調達額(1,098百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。

(1) 当社のソーシャル・ビッグデータ活用支援事業に関して

[ソーシャル・ビッグデータの活用領域は無量大]

ブログ、Twitter、Facebook等のソーシャルメディアが社会に広く普及したことにより、インターネットに接続する環境さえあれば、誰もが双方向のリアルタイムコミュニケーションを行える世の中になりました。現在、このソーシャルメディアの世界利用人口は平成27年末時点において約20.8億人(出典: We Are Social)となっており、前年比で12%の増加となっております。ソーシャルメディアの社会浸透によって、企業側から人々へ一方的な情報発信を行うマスメディアの威力は徐々に衰え、ソーシャルメディアに投稿される様々な「生の声」が人々の購買傾向に大きな影響を与えております。

そのような社会的背景と技術の進歩に伴い、ソーシャルメディアに投稿される様々なテキスト情報、画像や動画、位置情報などのデータをリアルタイムに収集し、人々の発言や行動内容を分析することによって企業や団体の様々な活動に役立てることが可能となりました。

[ソーシャル・ビッグデータ市場を形成する3つのプレイヤー]

ソーシャル・ビッグデータを保有する「データ保有プレイヤー」

Twitter、Facebook、Foursquare、新浪微博、など

ソーシャル・ビッグデータの収集・加工・流通を担う「データ流通プレイヤー」

エフィス社(当社米国子会社)、DataSift、Gnip、など

ソーシャル・ビッグデータの分析ツールやリスクモニタリングツールを企業へ提供する「データ活用プレイヤー」(ITベンダー)

ホットリンク(当社)、セールスフォース・ドットコム社、IBM、Oracle、SAP、など

注：セールスフォース・ドットコム社(ニューヨーク証券取引所上場)は当社の株主であり、エフィス社の取引先であります。

(2) 当社のこれまでの経営戦略

[国内事業]

当社は日本国内において、「データ活用プレイヤー」として、ソーシャル・ビッグデータ活用を行う企業へ分析ツール(サービス名「クチコミ@係長」)やリスクモニタリングツール(サービス名「e-mining」)を販売しているほか、企業のマーケティング支援を担う企業へ分析ツールのOEM供給をしております。「クチコミ@係長」、「e-mining」は当社の主力製品であり、新規受注は好調ながら、短期利用の比重が高く、販売は微増に留まっており、今後の課題となっております。

[海外事業]

当社は平成27年1月に米国の大手データ流通プレイヤーであるエフィス社の株式を100%取得することによって、ソーシャル・ビッグデータのグローバル市場へ参入を果たしました。エフィス社は世界中のブログ、掲示板、Q&Aサイト、レビューサイト等のソーシャルメディアデータを収集・加工・流通しており、また世界で唯一、中国の大手ソーシャルメディアの中国国外へのデータ販売ライセンスを取得していることから、主だった大手グローバルITベンダーを顧客として持っております。

エフィス社の買収により、大手グローバルITベンダーをソーシャル・ビッグデータの流通チャネルとして確保したことに加え、中国の大手ソーシャルメディアのデータ販売ライセンスを持つことで、当社はグローバル市場においてもソーシャル・ビッグデータ事業の基盤を築くことが出来ました。

平成27年1月よりエフィス社を当社の連結子会社としており、当社の平成27年12月期第3四半期の累計売上高は前年同期比148.8%増の1,829百万円となりました。エフィス社の買収により当社グループの海外と国内の平成27年度売上比率は現在54%/46%となっております。

(3) ビッグデータ分析の活用における日本と米国の違い

ソーシャル・ビッグデータの経営戦略への活用において先行している米国の大手企業では、要となるデータ分析の専門スキルを持った人材を潤沢に保有していますが、ソーシャル・ビッグデータ活用が米国のように進んでいない日本においては、企業がデータ活用を進める上で、データドリブン()な意思決定が行える文化の欠如やそもそも実際にデータ分析が行える人材の絶対数が不足していることなどが課題として挙げられております。

ソーシャル・ビッグデータ活用が日本の経営の場により定着していくために、当社のみならず業界及び国家としてソーシャル・ビッグデータ活用人材の育成に資する施策を将来的に講じていく必要があると考えております。

() データドリブンとは、ソーシャル・ビッグデータの分析によって得られた結果に基づき次のアクションを決めて行くことです。

(4) 当社の成長戦略

自社製品における課題点

「クチコミ@係長」及び「e-mining」はクラウドサービスとして提供しており、利用企業にはサービス利用料を月額で課金しております。これら主力製品の売上高は平成25年12月期まで順調に伸びてまいりましたが、平成26年12月期の当該売上高は前年同期比4.2%増と限定的な伸びにとどまりました。平成27年12月期第3四半期までの累計売上高は586百万円となり前年同期比5.8%増となりました。

現状の課題は、直接販売及びOEM提供により一定の市場シェアを獲得してきましたが、当社が提供するサービスを活用出来るリソースを十分に保有する企業の数自体が余り増加しておりません。

拡大する中国インバウンド消費への対策に向けて

「クチコミ@係長」、「e-mining」の売上成長ペースが鈍化する中、平成27年5月に新製品としてリリースいたしました「図解・中国トレンドExpress」は企業ヘインバウンド消費に関する最新のトレンドを分かり易い図表を多用した形式で週一回お届けすることで、移ろいやすい訪日中国人旅行客のニーズを可視化し、タイムリーに対策を講じることが可能となるサービスです。このサービスは「爆買い」と表現される訪日中国人観光客へのインバウンド消費の波にマッチし、広告会社やマーケティング会社からの引き合いが相次ぎ、売上も当初計画通り順調に推移しております。

「図解・中国トレンドExpress」は企業ユーザーの利用目的に合わせて、定型レポートの提供又はより詳細で企業ユーザーの利用目的にマッチしたカスタマイズレポートを供給するという形のサービスとなっております。

国内企業のマーケティング担当者が、中国語のソーシャル・ビッグデータを自ら分析するような域にまでまだ到達していない点を考慮して、まずは汎用的なレポート提供で普及を図り、将来的には分析ツール化されたサービスに発展していくことで活用度が更に高まると当社は考えております。

潜在成長性が大きい東南アジアや世界経済に大きな影響を与え始めた中国人観光客

当社は、ソーシャル・ビッグデータ活用による潜在成長性が大きい、又はそもそもの市場が大きい海外での事業展開へ投資することを優先して進めて参ります。

中国人の海外渡航者数は年間1億人以上と言われ、爆買はその中の僅か4百万人が訪日してもたらされた結果となっております。人口13億人の中国において、今後も中間所得層が増え、「初めての海外旅行」を日本へと誘客できた際のインバウンド消費の潜在的な規模を想定すると、当社の「図解・中国トレンドExpress」売上の拡大機会は相当大きなものとなることが予想されます。当社は中国ソーシャルメディア活用のコンサルティングサービスや分析サービスを提供する企業等への投資を検討いたします。

また、経済成長が著しい東南アジア諸国からの訪日観光客も増加の一途を辿っており、中国以外の国からの訪日観光客によるインバウンド消費にも中期的に当社の事業拡大機会が存在していると考えております。そうした中、訪日によるインバウンド消費の高まりが見られる韓国、台湾、タイなど各国のソーシャル・ビッグデータ収集に投資し、「韓国トレンドExpress」、「台湾トレンドExpress」（いずれも仮称）といった「トレンドExpress」の横展開による当社の売上拡大を図ります。

さらに、日本以外の国の企業のマーケティング担当者向けに、日本以外の国を訪れる中国人観光客のトレンドをレポートする「中国トレンド Express」の各国ローカル版へも並行して開発をしてまいります。

(5) 成長戦略に基づく当社の投資プラン

中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発

当社は、ソーシャル・ビッグデータを中国や東南アジア諸国からも調達し、かつ、データの種類も拡充することによって、東南アジア諸国を訪れる中国人観光客のインバウンド消費及び日本を訪れる東南アジア諸国からの観光客が生み出す日本でのインバウンド消費にも対応してまいります。

具体的な投資方法としては、中国・東南アジア諸国におけるデータ流通プレイヤーの買収又は業務提携の締結及び独自のシステムを新たに開発してデータ・クローリング()を行うことを検討してまいります。

中国・東南アジア諸国におけるデータ流通プレイヤーの買収は、中国・東南アジア諸国内の1カ国1社の買収を検討しております。買収金額は1社で300百万円を充当する予定です。なお、現時点では、具体的企業買収の候補先となる企業を探索・調査している状況です。買収が実現しなかった場合は、中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得のための業務提携に注力していく予定です。具体的には、中国・東南アジア諸国の各ソーシャルメディア企業(メッセージングサービス、動画サイト、掲示板等を運営する企業)4社と業務提携契約を締結し、データの利権を獲得する予定です。そのデータ利権獲得には、データのロイヤリティが発生します。そのロイヤリティは4社に対し合計で250百万円を充当する予定です。そして、データの利権獲得後は、システム開発が必要なため、データ・クローリング()の新規開発を行う予定です。当該システム開発のために人件費500百万円を充当する予定です。

前述したソーシャルメディアのデータ以外に、動画、画像、音声、位置情報、その他特定領域特化型の新たなソーシャルメディア、センサーデータ(人体データ、交通データ、等)及び政府系データ(政府関係機関により公開されている白書や統計データ)等まで幅を広げてまいります。当該データ獲得にはデータ・クローリングの開発が必要なため、その開発のために人件費600百万円を充当する予定です。

() データ・クローリングとは、ロボット型検索エンジンにおいて、プログラムがインターネット上のリンクを辿ってWebサイトを巡回し、Webページ上の情報を複製・保存することをいいます。

インバウンド消費市場向け等新製品・サービスのためのシステム開発・企業買収

「中国トレンド Express」の各国ローカル版について

現在世界のさまざまな国や地域に中国人観光客が押し寄せ、「爆買」を繰り返している中、「その中国人たちの購買力を引き寄せるにはどのような商品・サービスを開発し、マーケティング戦略を展開すればよいか」という問いに答えるべく、「図解 中国トレンドExpress」の日本国外での展開を計画しております。まずはタイ、シンガポール、ドバイ、韓国の各国において「中国トレンド Express」のローカライズ版の多言語化及び多種データ対応の開発並びにソーシャルメディア分析企業の買収をしてまいります。具体的には、当社が活用する分析エンジンを中国語(現在は手動翻訳)、タイ、シンガポール、ドバイ、韓国の言語へ対応すべく多言語化を完了させ、自動で翻訳し分析までできるシステム開発をいたします。そのシステム開発に人件費500百万円を充当する予定です。さらにソーシャル・ビッグデータはさまざまな形態(例えば日本においてもTwitter、Facebook、2ちゃんねる、各種のインターネット掲示板、ブログ等、様々な種類のソーシャルメディアが存在し、今後も新しいソーシャルメディアが現れてくるものと考えられる)の中に存在するため、分析エンジンの多種データ対応として、それぞれのソーシャルメディアに対応した分析エンジンを開発します。そのシステム開発に人件費500百万円を充当する予定です。

また、日系の大手広告会社やグローバル企業向けに、中国におけるソーシャルメディア(微博や各種インターネットの掲示板など)分析サービスを行っている中国の普千商務諮詢有限公司(「図解 中国トレンドExpress」の製作協力先であり、かつ当社が19.9%を出資する資本業務提携先)の連結子会社化を検討しております。買収予定時期としては平成28年中で、買収規模としては93百万円を予定しております。これにより、「図解 中国トレンドExpress」の更なる拡大が図れるものと判断しております。

「 トレンドExpress」の横展開について

「韓国トレンドExpress」、「台湾トレンドExpress」(いずれも仮称)といった「 トレンドExpress」の横展開については、各国の現地企業を買収することによって進出する予定です。現時点における買収先の候補先は、韓国とタイのソーシャル分析企業を対象としております。規模としては、2社で200百万円を想定しています。なお、現時点ではまだ、具体的企業買収の候補先となる企業を探索・調査している状況です。買収が実現しなかった場合は、自社で韓国とタイに子会社を設立し事業展開を行っていく予定です。

予兆発見システムの開発について

また、当社ではソーシャル・ビッグデータの分析結果から、今後ヒットすると予想される商品やサービスを見つけ出す予兆発見システムの開発にも取り組み始めているところであります。この予兆発見システムの完成を急ぎ、商業化も進めてまいります。その予兆発見システムには、研究開発費として50百万円を充当する予定です。

(6) 財務体質の強化

当社米国子会社エフィス社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済を行います。また、エフィス社の取引先であるセールスフォース・ドットコム社(ニューヨーク証券取引所上場)から借入れた借入金を当社株式と交換(現物出資)いたします。なお、現物出資は、92百万円を充当する予定です。

当社は平成27年1月に完了したエフィス社買収に係る金融機関からの買収ローンの残高1,675百万円の一部の返済を行うことで財務体質を強化することといたしました。残余のローン残高は、短期借入金の借換え又は長期借入金へ切り替える予定です。なお、調達資金は、短期借入金の返済として800百万円を充当する予定です。

セールスフォース・ドットコム社はグローバル・ビッグデータ市場におけるデータ活用プレイヤーの最大手の一社に数えられ、エフィス社の主要取引先であり、当社の第三位株主でもあります。今般、当社子会社エフィス社には、セールスフォース・ドットコム社に対して平成27年12月21日を返済期限とした750,000米ドルの債務があったため、平成27年12月の返済期限の延長と返済方法についての協議を申し込みました。その結果、返済期限が1ヶ月間延長となり、返済方法としては同社に対して当社株式の現物出資の提案を理解いただき、もって資本業務提携をより一層推進することで一致しました。この措置により、ビッグデータ市場における当社とセールスフォース・ドットコム社との資本関係をより強固なものとするともにシナジー効果の実現をより強力に進めて参ります。

以上の成長戦略を推進し、国内市場に比べて優先して海外市場での事業展開へ投資することは、当社がビッグデータ市場における高い潜在成長率を享受できる近道と考え、当社の企業価値の拡大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社と以下の内容を契約する予定です。

Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)又はこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成28年1月29日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

2. 先買権について

1. 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

(1) 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

(2) Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

(3) 当社は、本項第(2)号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

(4) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

(1) ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

(2) 開示書類に記載された既発行の第11回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

(3) 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社にかかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成28年1月29日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

Oakキャピタル株式会社

a 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第154期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月6日 関東財務局長に提出
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

セールスフォース・ドットコム社

a 割当予定先の概要	名称	セールスフォース・ドットコム社
	本店の所在地	THE LANDMARK, ONE MARKET, SUITE 300, SAN FRANCISCO, CA 94105
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	代表取締役会長 兼 CEO 小出 伸一 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 JPタワー12階
	代表者の役職及び氏名	Chairman & CEO マーク・ベニオフ
	資本金	3,975,183千米ドル（平成27年1月31日現在）
	事業の内容	顧客関係管理ソリューションを中心としたクラウドコンピューティング・サービスの提供企業
	主たる出資者及び出資比率	FMR LLC 14.13%、T. Rowe Price Associates, Inc. 6.46%、BlackRock, Inc. 5.80%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	普通株式280,000株（本第三者割当増資実施前の保有割合2.83%、議決権比率2.83%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	エフィス社が750,000米ドルを借入れております。
	技術又は取引関係	平成24年12月に資本業務提携を締結しております。

合同会社UK

a 割当予定先の概要	名称	合同会社UK
	本店の所在地	東京都港区
	代表者の役職及び氏名	業務執行社員 内山 幸樹
	資本金	5百万円
	事業の内容	資産管理
	主たる出資者及び出資比率	内山 幸樹 100%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹は、当社普通株式2,550,000株（本第三者割当増資実施前の保有割合25.80%、議決権比率25.80%）保有しており、また、筆頭株主でもあります。
	人事関係	当社代表取締役社長内山幸樹は、合同会社UKの業務執行社員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

合同会社UKは、当社代表取締役社長 内山幸樹の資産管理会社であります。

石黒不二代

a 割当予定先の概要	氏名	石黒 不二代
	住所	東京都港区
	職業の内容	会社経営者
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の社外取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	同氏が代表取締役社長を務めるネットイヤーグループ株式会社と当社は業務提携契約を締結しております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成28年1月12日現在におけるものです。

(c) 割当予定先の選定理由

当社が、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で、当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。その中で、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の成長戦略や資金需要、経営方針、将来的な目標等について理解いただけることを条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当予定先として、Oakキャピタル株式会社、セールスフォース・ドットコム社、合同会社UK、石黒不二代氏を選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社

今回割当予定先としてOakキャピタル株式会社を選定した理由は、当社の資金調達を外部から行うことを検討するに当たり、当社の成長戦略、経営方針、将来目標等、当社の状況を理解して頂ける割当予定先であることを重視して検討してまいりました。そうした中でかねてより当社の将来成長性に注目して頂いていたOakキャピタル株式会社から当社に対するファイナンスの提案を頂いておりました。当社においては当社のファイナンシャル・アドバイザーより割当予定先の選定に関するアドバイスも受けた結果、Oakキャピタル株式会社がIT系企業への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引き受けた実績を持つことから、同社を割当先の有力候補として信頼できる投資会社であると判断し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、本新株式及び本新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったこと、また当社の事業戦略と計画の進展に合わせて、Oakキャピタル株式会社から新株予約権の行使がなされる旨を口頭にて了承を得ていることなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。Oakキャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為の資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

セールスフォース・ドットコム社

セールスフォース・ドットコム社は、米国カリフォルニア州に本社を置き、ニューヨーク証券取引所に上場する顧客関係管理（CRM）ソリューションを中心としたクラウドコンピューティング・サービスの提供企業であります。また同社は、日本のIT企業に対し20社以上の投資実績があります。当社においては、平成24年12月に資本業務提携を締結し現在当社株式280,000株を保有する大株主となっております。さらに同社は、当社子会社エフィス社の主要取引先であります。

同社を選定した理由及び経緯は、当社子会社エフィスはセールスフォース・ドットコム社に対して平成27年12月21日を返済期限とした750,000米ドルの債務があったため、平成27年12月の返済期限の延長と返済方法についての協議を申し込みました。その結果、返済期限が1ヶ月間延長となり、返済方法としては同社に対して現物出資の提案を理解いただき、もって資本業務提携をより一層推進することで一致しました。

本新株式を現物出資により同社に割り当てることによって、当社グループの財務体質の強化を図るとともに、当社子会社エフィス社とセールスフォース・ドットコム社との取引関係をより一層強固なものとし、更に当社においては資本業務提携をより一層推進していけるものと判断しています。

合同会社UK

合同会社UKは当社の代表取締役社長内山幸樹の資産管理会社であり、また同氏は当社の創業者でもあります。合同会社UKを割当予定先と選定した理由は、同氏に当社の今後の経営と業績をこれまで以上にコミットしていただくために選定いたしました。

石黒不二代

石黒不二代氏は、ネットイヤーグループ株式会社の代表取締役社長であり、当社の社外取締役でもあります。同氏には、当社グループの今後の企業価値向上のためにより一層社外取締役として責務を果たしていただけるものと期待し選定いたしました。

(d) 割り当てようとする株式の数

O a kキャピタル株式会社
本新株式による当社普通株式 734,000株
本新株予約権の目的である株式の総数 1,834,900株

セールスフォース・ドットコム社
本新株式による当社普通株式 170,300株

合同会社UK
本新株式による当社普通株式 183,500株
本新株予約権の目的である株式の総数 183,500株

石黒不二代
本新株式による当社普通株式 9,200株
本新株予約権の目的である株式の総数 9,200株

(e) 株券等の保有方針

O a kキャピタル株式会社

割当予定先であるO a kキャピタル株式会社と当社の間で、本新株式及び本新株予約権の権利行使後に取得する当社普通株式につきまして、保有方針に関して特段の取決めをしておりません。しかし、同社からは、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、売却に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭で確認しております。

また、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

セールスフォース・ドットコム社

割当予定先であるセールスフォース・ドットコム社との間で、本新株式発行後により取得する当社普通株式の保有方針に関して特段の取決めをしておりません。しかし、同社からは、平成24年12月から資本業務提携契約を締結していることから、今後も長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。

合同会社UK、石黒不二代氏は、本新株式及び本新株予約権の権利行使後により取得する当社普通株式につきまして、保有方針に関して特段の取決めをしておりません。しかし、同社及び同氏からは、当社グループの企業価値向上を図ることを目的に取得していることから長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。また、合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹氏及び石黒不二代氏は、当社が要請した場合を含め、当社が資金を必要としている時期(株価が行使価額を下回っているときを含む。)に本新株予約権を適時に行使する予定である旨を表明しております。

なお、当社は、各割当予定先から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(f) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるO a kキャピタル株式会社から、本新株式の払込金額、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、同社により平成27年6月26日に提出された平成27年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた財務諸表及び平成27年11月6日提出された平成28年3月期第2四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、O a kキャピタル株式会社が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資金を保有していることを確認しております。

合同会社UK、石黒不二代氏からは、本新株式の払込金額、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、同社及同氏の通帳の写しから払込みに要する十分な現預金を有していることを確認しております。

セールスフォース・ドットコム社は、現物出資の方法により本新株式の割当てを受けることから、金銭の払込を行いません。

(g) 割当予定先の実態

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が平成27年12月17日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力等との関係は認められることはできませんでした。当社は、同社と反社会的勢力等との関係は確認できないことから、同社及び同社役員は反社会的勢力等との関わりがないと判断しております。

セールスフォース・ドットコム社は、ニューヨーク証券取引所に上場しております。また、過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認められることはできませんでした。合同会社UK、石黒不二代氏は、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を当社に提出していること、及び過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力等との関係は認められることはできませんでした。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げられません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年1月12日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値545円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本新株式における発行価額545円は、当該直前営業日までの1カ月間の終値平均550.7円との乖離1.0%、当該直前営業日までの3カ月間の終値平均597.6円との乖離8.8%、当該直前営業日までの6カ月間の終値平均660.0円との乖離17.4%となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、本新株式の割当予定先である合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹氏及び同じく割当予定先である石黒不二代氏は特別利害関係人としてかかる取締役会決議には参加しておりません。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表者:代表取締役社長 野口真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

同社は当社及び割当予定先の行動に関してそれぞれから聴取した事項を踏まえて当社の行動(基本的に割当予定先の権利行使を待つものとし、割当日以降20取引日連続して、行使価額の180%を超えた場合は取得条項を発動するものとする。)並びに割当予定先の権利行使行動(随時行使を行う。但し、1度に行う権利行使数は、1回あたり419個(目的となる株式数は41,900株)とし、行使して得た株式は一定量(41,900株)ずつ売却し、全て売却した後、次の権利行使を行う。)について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成28年1月12日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0.00%)、割引率(リスクフリーレート 0.024%)、ボラティリティ(71.77%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(10%))等について一定の前提を置いて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の公正価値を370円(1株当たり3.7円)と算定いたしました。その上で、当社取締役会は本新株予約権の公正価値(1個当たり370円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり400円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお、本新株予約権

の割当予定先である合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹氏及び同じく割当予定先である石黒不二代氏は特別利害関係人としてかかる取締役会決議には参加していません。

本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日(平成28年1月12日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考にし、加えて割当予定先との協議の結果、545円といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日(平成28年1月12日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も株式会社ブルータス・コンサルティングは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、同社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して同社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その公正価値評価額よりも高い価額で払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株式により発行される株式数は1,097,000株(議決権の数は10,970個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数2,027,600株(議決権の数は20,276個)を合算すると3,124,600株(議決権の数は31,246個)となり、平成28年1月13日における当社の発行済株式数9,886,500株(議決権数98,836個)に対して31.60%(議決権の総数に対する割合は31.61%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、第1.5.(2)[手取金の使途]で述べたとおり、当社の企業価値及び既存株主の株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は63,631株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は75,778株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は138,600株、となっており、一定の流動性を有しております。一方、Oakキャピタル株式会社に割り当てた本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数1,834,900株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は3,752株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の5.9%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の5.0%。直近1か月間の1日当たりの平均出来高の2.7%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数は1,097,000株(議決権の数は10,970個)であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は、2,027,600株(議決権の数は20,276個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は3,124,600株(議決権の数31,246個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式数9,886,500株(議決権数98,836個)に対して31.60%(議決権の総数に対する割合は31.61%)となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
内山 幸樹	東京都港区	2,550,000	25.80%	2,550,000	23.22%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	-	-	734,000	6.68%
株式会社オプトホールディング	東京都千代田区四番町6番	678,500	6.86%	678,500	6.18%
セールスフォース・ドットコム社 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	THE LANDMARK, ONE MARKET, SUITE 300, SAN FRANCISCO, CA 94105 (東京都中央区日本橋3丁目11 番1号)	280,000	2.83%	450,300	4.10%
株式会社日立システムズ	東京都品川区大崎1丁目2番1 号	280,000	2.83%	280,000	2.55%
合同会社UK	東京都港区	-	-	183,500	1.67%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	151,400	1.53%	151,400	1.38%
シナジーマーケティング株式 会社	大阪市北区堂島1丁目6番20号	140,000	1.42%	140,000	1.27%
成瀬 功一郎	東京都港区	98,000	0.99%	98,000	0.89%
中村 二三夫	札幌市中央区	78,000	0.79%	78,000	0.71%
小池 秀之	和歌山県東牟婁郡	73,300	0.74%	73,300	0.67%
計	-	4,329,200	43.80%	5,417,000	49.33%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 平成27年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年12月31日現在の議決権数98,836個に、本新株式1,097,000株(議決権数10,970個)を加えて算出しております。

4. 株式会社オプトホールディングから、平成28年1月7日付けの変更報告書(短期大量譲渡)の写しの送付があり、平成27年12月25日現在で当社株式を全株譲渡している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記募集後の大株主及び持株比率には含めておりません。

なお、その変更報告書(短期大量譲渡)の内容は次のとおりであります。

変更報告者 株式会社オプトホールディング

住所 東京都千代田区四番町6

保有株券等の数 0株

株券等保有割合 0.00%

5. 株式会社イプシロン・グループから、平成28年1月7日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、平成27年12月25日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記募集後の大株主及び持株比率には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

変更報告者 株式会社イプシロン・グループ

住所 東京都港区南麻布5丁目9番8号

保有株券等の数 678,500株

株券等保有割合 6.89%

(2) 本新株式の割当及び本新株予約権が全部行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
内山 幸樹	東京都港区	2,550,000	25.80%	2,550,000	19.60%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	-	-	2,568,900	19.75%
株式会社オプトホールディング	東京都千代田区四番町6番	678,500	6.86%	678,500	5.22%
セールスフォース・ドットコム社 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	THE LANDMARK, ONE MARKET, SUITE 300, SAN FRANCISCO, CA 94105 (東京都中央区日本橋3丁目11 番1号)	280,000	2.83%	450,300	3.46%
合同会社UK	東京都港区	-	-	367,000	2.82%
株式会社日立システムズ	東京都品川区大崎1丁目2番1 号	280,000	2.83%	280,000	2.15%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	151,400	1.53%	151,400	1.16%
シナジーマーケティング株式会 社	大阪市北区堂島1丁目6番20号	140,000	1.42%	140,000	1.08%
成瀬 功一郎	東京都港区	98,000	0.99%	98,000	0.75%
中村 二三夫	札幌市中央区	78,000	0.79%	78,000	0.60%
小池 秀之	和歌山県東牟婁郡	73,300	0.74%	73,300	0.56%
計	-	4,329,200	43.80%	7,435,400	57.16%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 平成27年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年12月31日現在の議決権数98,836個に、本新株式1,097,000株(議決権数10,970個)及び本新株予約権の目的である株式の総数2,027,600株(議決権数20,276個)を加えて算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5. 株式会社オプトホールディングから、平成28年1月7日付けの変更報告書(短期大量譲渡)の写しの送付があり、平成27年12月25日現在で当社株式を全株譲渡している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記募集後の大株主及び持株比率には含めておりません。

なお、その変更報告書(短期大量譲渡)の内容は次のとおりであります。

変更報告者 株式会社オプトホールディング

住所 東京都千代田区四番町6

保有株券等の数 0株

株券等保有割合 0.00%

6. 株式会社イブシロン・グループから、平成28年1月7日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、平成27年12月25日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記募集後の大株主及び持株比率には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

変更報告者 株式会社イブシロン・グループ

住所 東京都港区南麻布5丁目9番8号

保有株券等の数 678,500株

株券等保有割合 6.89%

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、海外におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大、インバウンド消費市場向け等新製品・サービスの海外展開の両面から今まで以上に加速的に、また事業規模を拡大して推進させることが必要であると判断しております。そのため、収益化するまでに一定の先行投資が生じることになります。

また、平成27年1月のオフィス社買収などの積極的な投資により借入金残高が膨らんでいることから、本第三者割当増資により借入残高を減少させ払込資本の増加を通じて純資産を増強し、財務体質の強化を図る必要があります。

以上のことから、本第三者割当増資により資金調達を行うことといたしました。

本第三者割当増資を選択した理由としましては、借入金の返済及び事業の推進・拡大を目的とした成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありましたが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

また、金銭以外の財産の現物出資を選択した理由は、連結純資産の増強を早急に実現し、債務の圧縮と資本増強が効果的に早期に実現されることから、財務政策として十分な合理性があると判断いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が本新株式及び本新株予約権の発行前の発行済株式総数に対して約31.60%（本新株式発行分：約11.10%、本新株予約権行使分：約20.51%）希薄化することとなり、大規模な第三者割当に該当しますが、大規模な第三者割当をこの時期に行う主な理由は、次の各号に示す事項を総合的に勘案したためであります。

当社の中期目標の進捗状況及び今後の着実な遂行に鑑みると、ビッグデータを活用したクラウドサービス分野での事業開発の拡充が喫緊の課題であり、これらの実施に係る投資資金の確保が必要不可欠であること

当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した事業開発を実施するには十分ではなく、投資資金を外部から調達する必要性があり、その中でも第三者割当による資金調達が最善であると判断されること

必要資金を速やかにかつ確実に調達するために大規模な第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の皆様の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株式価値の向上につながるものと判断されること

当社の借入残高は、2,769百万円（平成27年9月末現在）あり、総資産に占める有利子負債の比率が高い水準にあり、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあること。この状態が継続することは、今後の企業価値向上に悪影響を与えることが容易に予想されることから、財務基盤の安定化のためには借入金残高の減少は迅速に対応すべき事項であるといえること

また、割当予定先のOakキャピタル株式会社の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、Oakキャピタル株式会社が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、流通市場への影響は軽微であると判断しております。また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高67,050株に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数2,568,900株を本新株予約権の行使期間2年間で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は約5,253株となり、上記、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の7.8%となります。

なお、Oakキャピタル株式会社以外の割当予定先の保有方針は、長期保有であることから、流通市場への影響は軽微なものであると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行なうことについての判断の過程

本新株式の発行による株式数は1,097,000株(議決権の数は10,970個)であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は、2,027,600株(議決権の数は20,276個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は3,124,600株(議決権の数31,246個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数9,886,500株(議決権の数98,836個)に対して31.60%(議決権の総数に対する割合は31.61%)となります。したがって、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上生ずる増資にあたることから、経営者から一定の独立した第三者からの意見書の入手を行っております。そこで当社は、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係がない公認会計士である滝ヶ崎裕二氏並びに当社社外監査役である荒竹純一氏及び福島淳二氏で構成される第三者委員会を組成し、大規模な第三者割当を行うことについての必要性及び相当性に関する意見書を入手することいたしました。

なお、当該第三者委員会の意見の内容及び根拠・理由の概要は以下の通りです。

< 第三者委員会による意見書の概要 >

第1. 結論

以下に述べる理由から、株式会社ホットリンク(以下「対象会社」という。)が予定している第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)の必要性及び相当性が認められると料する。

第2. 本第三者割当増資の必要性

1. 本第三者割当増資の目的

本第三者割当増資は、財務体質の強化や成長戦略の実現を目的としており、それぞれの目的において、大要、以下の事項を資金使途としているとのことである。

(1) 成長戦略の実現

中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集の技術力の強化のための企業買収・業務提携・システム開発

インバウンド消費市場向け新製品・サービスのためのシステム開発・企業買収

(2) 財務体質の強化

成長戦略に基づき平成27年1月に完了したEffyis, Inc. (以下「エフィス社」という。)買収に係る金融機関からの買収ローンの一部返済

セールスフォース・ドットコム社によるエフィス社への貸付債権の取得

2. 成長戦略の実現

(1) 中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発

対象会社は、以下の事情から、本第三者割当増資により必要資金を調達して、中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集の技術力の強化の企業買収・業務提携またはシステム開発を行う必要があるとのことである。

データ利権の獲得の必要性とその背景

) ソーシャルメディアのデータの社会的重要性

ブログ、Twitter、Facebook等のソーシャルメディアが社会に広く普及し、現在、このソーシャルメディアの世界利用人口は平成27年末時点において約20.8億人(出典: We Are Social)となっており、前年比で12%の増加となっている。ソーシャルメディアの社会浸透によって、企業側から人々へ一方的な情報発信を行うマスメディアの威力は徐々に衰え、ソーシャルメディアに投稿される様々な「生の声」が人々の購買傾向に大きな影響を与えているとのことである。

そのような社会的背景と技術の進歩に伴い、ソーシャルメディアに投稿される様々なテキスト情報、画像や動画、位置情報などのデータをリアルタイムに収集し、人々の発言や行動内容を分析することによって企業や団体の様々な活動に役立てることが可能となっており、ソーシャルメディアのデータの需要は益々大きくなる傾向であるとのことである。

）ソーシャル・ビッグデータ市場の構造

ソーシャル・ビッグデータの市場は以下の3つのプレイヤーからなるプレイヤーから構成されているとのことである。

ソーシャル・ビッグデータを保有する「データ保有プレイヤー」

Twitter、Facebook、Foursquare、新浪微博、など

ソーシャル・ビッグデータの収集・加工・流通を担う「データ流通プレイヤー」

エフィス社（対象会社米国子会社）、DataSift、Gnip、など

ソーシャル・ビッグデータの分析ツールやリスクモニタリングツールを企業へ提供する「データ活用プレイヤー」（ITベンダー）

ホットリンク（対象会社）、セールスフォース・ドットコム社、IBM、Oracle、SAP、など

以上のような背景から、データ活用プレイヤーが、ソーシャル・ビッグデータをデータ流通プレイヤーから仕入れ、最終的には分析し企業へ提供するため、その分析の材料となるソーシャル・ビッグデータの収集力を高め需要が高いソーシャル・ビッグデータを長期的に確保することが、対象会社を含めデータ活用プレイヤーの継続的成長には必要であると考えられる。

データ利権の獲得のための手段としてのデータ流通プレイヤーの買収または業務提携

実際に対象会社は需要が高いソーシャル・ビッグデータを長期的に確保するために平成27年1月に米国の大手データ流通プレイヤーであるエフィス社の株式を100%取得することによって、世界中のブログ、掲示板、Q&Aサイト、レビューサイト等のソーシャルメディアデータを確保し、また世界で唯一、中国の大手ソーシャルメディアの中国国外へのデータ販売ライセンスを取得することができた。さらにはデータ流通プレイヤーとして主だった大手グローバルITベンダーを顧客として持てることとなった。このように対象会社が企図しているデータ流通プレイヤーを買収することは、データ利権を確保するための手段として有効であると考えられる。なお、仮に買収が実現しなかった場合は、中国・東南アジア諸国の各ソーシャルメディア企業と業務提携契約を締結することにより、データの利権を獲得する予定とのことであるが、この点についてもデータ利権を確保するための手段として有効であると考えられる。

データの獲得のための手段としてのデータ・クローリングの必要性

既にデータ利権を確保しているデータ流通プレイヤーの買収又は業務提携によりデータ利権を確保する一方、独自にデータ・クローリングによりデータを収集する方法もあるとのことである。データ流通プレイヤーの買収・業務提携はこれにより、一定量のデータを確保できるが、買収・業務提携が成立するかは不確実である。データ・クローリングは開発する必要があるが、これにより自力でデータを確保することができる技術であるため、データの収集力の拡大の手段としては、買収又は業務提携を補完するものであると考えられる。

(2) インバウンド消費市場向け新製品・サービスのためのシステム開発・企業買収

対象会社は、以下の事情から、本第三者割当増資により必要資金を調達して、インバウンド消費市場向け新製品・サービスのためのシステム開発、企業買収を行う必要があるとのことである。

インバウンド消費への対応の必要性とその背景

中国人の海外渡航者数は年間1億人以上と言われ、爆買はその中の僅か4百万人が訪日してもたらされた結果であり、その経済効果は既に年間3兆円に達しようとしているとのことである。人口13億人の中国において、今後も中間所得層が増え、さらにインバウンド消費は拡大すると考えられているとのことである。

また、中国からのインバウンド消費ではなく、経済成長が著しい東南アジア諸国からの訪日観光客も増加の一途を辿っており、中国以外の国からの訪日観光客によるインバウンド消費にも中期的に対象会社の事業拡大機会が存在していると考えているとのことである。このような大きな新規需要を取り込もうとする企業は当然ながら多数あり、その意欲は旺盛であると考えているとのことである。

対象会社は、既にインバウンド消費に関する最新のトレンドをわかりやすいインフォグラフィックス形式で説明している「図解・中国トレンドExpress」をこれらのインバウンド需要を取り込もうとしている企業へ提供し、売上も当初計画通り順調に推移しているとのことである。

対象会社では、「図解 中国トレンドExpress」の日本国外での展開を計画しており、まずはタイ、シンガポール、ドバイ、韓国の各国において「中国トレンドExpress」のローカライズ版を提供すること、当該地域で展開していく際、対象会社が活用する分析エンジンを当該地域の言語へ対応すべく多言語化すること、ソーシャルメディア分析企業を買収すること(現時点では資本業務提携先である普千社の連結子会社化を検討中)、現地企業を買収による「中国トレンドExpress」の横展開などによりインバウンド需要をアジア全体で取り込むことを企図しているとのことである。

これらの背景及び、現状までの「図解・中国トレンドExpress」に関する取組み、さらには今後の他国での展開等を考慮すると、インバウンド消費市場向け新製品・サービスのためのシステム開発・買収・出資は対象会社の長期的な成長に資するものであると考えられる。

3. 財務体質の強化

(1) エフィス社の買収に係る短期借入金の一部返済

対象会社は、以下の事情から、本第三者割当増資により必要資金を調達して、エフィス社の買収に係る短期借入金の一部(1,675百万円中800百万円)の返済を行う必要があるとのことである。

対象会社は前述の平成27年1月に完了したエフィス社買収に際し、金融機関から短期借入金として買収資金を調達しており、その買収ローンの残高が現状1,675百万円であるとのことである。対象会社は当初MSワラントにより、かかる買収ローンの返済を企図していたが、対象会社の株価の低迷のためかかるMSワラントの割当先から行使を受けることができなかった。本来、かかる買収ローンはMSワラント行使までの一時的な借入で早期に返済すべきものであったが、MSワラントによる調達ができず、これまでもロールオーバーをして返済期限を延長してきたため、金融機関の協議状況を踏まえると、今回の返済期限である平成28年3月にその一部を返済する必要性が出てきた。現状では対象会社の手元資金がこの返済に充てるためには十分ではないために、本第三者割当増資による調達により、一部を返済し、残余のローン残高は、短期借入金の借換え又は長期借入金へ切り替える予定とのことである。

以上を考慮すると、平成28年3月までには資金を調達し、返済する必要があると考えられる。

(2) セールスフォース・ドットコム社がエフィス社に対して保有する本貸付金債権の現物出資

対象会社は、以下の事情から、本貸付金債権の現物出資(以下「本現物出資」という。)を受けることにより、エフィス社に代わって対象会社が本貸付金債権を返済する必要があるとのことである。

セールスフォース・ドットコム社はグローバル・ビッグデータ市場におけるデータ活用プレイヤーの最大手の一社に数えられ、エフィス社の主要取引先であり、対象会社の第三位株主である。今般、対象会社の子会社エフィス社には、セールスフォース・ドットコム社に対して平成27年12月21日を返済期限とした750,000米ドルの債務があったため、平成27年12月の返済期限の延長と返済方法についての協議を対象会社とセールスフォース・ドットコム社で行った。その結果、返済期限が1ヶ月間延長となり、返済方法としては本貸付金債権の現物出資により同社の出資比率を高め、両社の資本業務提携をより一層推進することで一致したとのことである。対象会社は、この措置により、ビッグデータ市場におけるセールスフォース・ドットコム社との資本関係をより強固なものとするとともにシナジー効果の実現をより強力に進めることができると考えているとのことである。

対象会社によると、上述のエフィス社の買収ローンの返済もあり、かかるセールスフォース・ドットコム社が有する本貸付金債権の弁済をするに十分な資金が不足するとの説明を受けており、且つ、同債権の本来の弁済期限が既に平成27年12月に到来することとなっていたところを本Noteの変更により平成28年1月まで猶予を受けたものであり、本現物出資による返済は必要であったと考えられる。

4. 小括

以上の対象会社による本第三者割当増資の目的に関する説明には不合理な点は見当たらず、本第三者割当増資の必要性が認められる。

第3 本第三者割当増資の相当性

1. 発行価額は有利発行に該当しないこと

(1) 本新株式について

本新株式における発行価額は、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年1月12日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における対象会社株式の終値545円としている。

なお、本新株式における発行価額545円は、当該直前営業日までの1カ月間の終値平均550.7円との乖離1.0%、当該直前営業日までの3カ月間の終値平均597.6円との乖離8.8%、当該直前営業日までの6カ月間の終値平均660.0円との乖離17.4%となっている。

上記発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）が、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること」とされていることに適合しており、かつ、かかる取締役会決議の直前日の価額からのディスカウントは何ら行っていない。

日本証券業協会の同指針に従う限り、裁判所は株主総会決議を欠く有利発行であることを理由とする差止めの対象とはしない旨の基準が確立したと理解されていること、特殊な要因により直近株価が暴落しているなど、対象会社の企業価値及びそれ以前の株価の状況に鑑みて当該直前日の株価を発行価額とすることが相当でない特段の事情はないことから、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値とする本新株式の発行価額は、有利発行には該当しないものとする。

(2) 本新株予約権について

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定について、対象会社は株式会社ブルー・コンサルティングによる評価報告書を取得している。同社は対象会社と取引関係がなく対象会社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、評価報告書によれば、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、同社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して同社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額よりも高い価額で払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当しないものとする。

2. 他の資金調達手段との比較

(1) 第三者割当増資を選択した理由

対象会社が資金調達的手段として本第三者割当増資を選択した理由としては、まず、先行投資という資金用途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融（借入れ又は社債の発行）ではなく、直接金融での資金調達を行うこととしたことである。

また、直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もあったものの、対象会社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当増資による資金調達が最善であると判断したとすることである。

以上の第三者割当増資を選択した理由には相当性が認められる。

(2) 新株と新株予約権との組み合わせを選択した理由

第三者割当増資によるとしても、対象会社が本新株式のみならず本新株予約権の発行を組み合わせたスキームを選択した理由としては、新株式の発行により対象会社の当面の資金需要（短期借入金の一部返済）に対処するとともに、新株予約権の発行により割当予定先が対象会社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであること、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進むことがあげられるとすることである。また、本新株予約権はいわゆるMSCBやMSフロントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮している点でも合理性があると判断していることである。

他方で、本新株予約権の行使の有無及び時期は、割当予定先がその裁量において判断するものであるから、対象会社が本新株予約権の行使による払込み資金を必要とした場合に、割当予定先が適時に本新株予約権を行使するとは限らない。そのため、本新株予約権による資金調達が当初の予定どおりに実現せず、新たな資金調達を検討する必要性が生じる可能性がある。

対象会社によれば、まず、Oakキャピタル株式会社については、同社が対象会社における資金需要を勘案した上で権利行使を行う意思がある旨を表明していること、とりわけ、平成28年3月に予定されている買収ローンの返済の際には当該返済に必要な範囲で本新株予約権を行使する予定である旨を表明していること、また、同社はこれまでも上場会社に対して本新株予約権と同スキームでの新株予約権による多数の投資実績があることから、同社による本新株予約権の適時の行使を相当程度期待できるとのことである。

また、合同会社UKの業務執行社員である内山幸樹氏及び石黒不二代氏からは、前記の成長戦略の実現及び財務体質の強化を推進する対象会社の経営陣として、対象会社が要請した場合を含め、対象会社が資金を必要としている時期(株価が行使価額を下回っているときを含む。)に適時に本新株予約権を行使する予定である旨を表明していることから、合同会社UK及び石黒氏による本新株予約権の適時の行使を相当程度期待できるとのことである。

以上から、本新株予約権は一定程度の資金調達の不確実性はあるものの、他の資金調達手段を選択し得ない現状では、資金調達の必要性との関係において相当性が認められる。

3. 割当予定先の相当性

(1) Oakキャピタル株式会社について

反社会的勢力等との関わりがないこと

Oakキャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、同社が平成27年12月17日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることが確認できる。また、対象会社の調査によれば、過去の新聞記事、Web等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力等との関係は認めることはできなかったとのことである。

以上から、同社及び同社役員は反社会的勢力等との関わりがないと判断できる。

割当予定先としての相当性

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社であり、対象会社と同じIT系企業を含む上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の豊富な実績があること、対象会社の将来成長性に理解を示していること、投資目的は純投資であり、経営参加及び支配株主となる意思はないことから、割当予定先として相当である。

(2) セールスフォース・ドットコム社について

反社会的勢力等との関わりがないこと

セールスフォース・ドットコム社は、ニューヨーク証券取引所に上場している。また、対象会社の調査によれば、過去の新聞記事、Web等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認めることはできなかったとのことである。

以上から、同社及び同社役員は反社会的勢力等との関わりがないと判断できる。

割当予定先としての相当性

セールスフォース・ドットコム社は対象会社の大株主であり、また、対象会社の主要取引先であることから、割当予定先として相当である。

(3) 合同会社UKについて

反社会的勢力等との関わりがないこと

合同会社UKは、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を対象会社に提出している。また、対象会社の調査によれば、過去の新聞記事、Web等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力等との関係は認めることはできなかったとのことである。

以上から、同社及び同社役員は反社会的勢力等との関わりがないと判断できる。

割当予定先としての相当性

合同会社UKは内山氏の資産管理会社であり、かつ、内山氏以外の社員及び役員は存在しないとのことであるから、実質的には内山氏自身が割当予定先となると評価できること、内山氏が代表取締役として、本新株式及び本新株予約権の割当てを受けることでより経営にコミットすることが期待できること、内山氏ではなく合同会社UKを割当予定先とした理由は本第三者割当増資の払込金を同社の現預金から拠出するためとのことであり、特に不合理な点は見られないことから、割当予定先として相当である。

(4) 石黒不二代氏について

反社会的勢力等との関わりがないこと

石黒不二代氏は、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を対象会社に提出している。また、対象会社の調査によれば、過去の新聞記事、Web等のメディア掲載情報の検索によっても、同氏と反社会的勢力等との関係は認めることはできなかったとのことである。

以上から、同氏は反社会的勢力等との関わりがないと判断できる。

割当予定先としての相当性

石黒不二代氏は、東証マザーズ市場に上場するネットイヤーグループ株式会社の代表取締役社長であり、対象会社の社外取締役でもあること、また、本第三者割当増資の割当予定先となることは、同氏が対象会社グループの今後の企業価値向上のためにより一層社外取締役として責務を果たすというコミットの現れであると評価できることから、割当予定先として相当である。

4. 払込みの確実性

O a k キャピタル株式会社については直近の有価証券報告書及び四半期報告書に掲げる財務諸表から、合同会社UK及び石黒不二代氏については預金通帳写しから、いずれの現金出資を予定している割当予定先も払込能力を有することが認められる。

5. 増資金額の相当性

本第三者割当増資による調達金額は、各資金用途に必要な資金の合計額と整合しており、必要性に応じた限度での出資であって、過度の出資を受け、徒に既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないといえる。したがって、本第三者割当増資により希薄化率が25%を越えるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められる。

6. O a k キャピタル株式会社との総数引受契約における合意の相当性

本新株式及び本新株予約権の発行に関連して、対象会社はO a k キャピタル株式会社との間で、ロックアップ条項及び同社の先買権を含む総数引受契約を締結する予定である。ロックアップ条項及び先買権は、対象会社の本第三者割当増資以降のエクイティ・ファイナンスに一定程度の制約を課するものといえる。

しかし、これらはO a k キャピタル株式会社による投資案件において通常設けられているものであること、ロックアップについてはロックアップ期間である払込期日から6ヶ月間は、対象会社の資金繰り計画、新たなエクイティ・ファイナンスを行う予定はなく、また緊急に必要性が生じる蓋然性も低く、ロックアップによる制約があったとしても対象会社の資金調達計画には特段の悪影響は与えないこと、同社は純投資家として、株主価値が毀損するような不必要な希薄化を引き起こすエクイティ・ファイナンスを対象会社にさせないようにスクリーニングを図るために本条項を要求しているのであり、既存株主との利害は一致しているといえること、先買権についてはO a k キャピタル株式会社に優先的な引受けの機会を提供するに過ぎず、かつ、先買権の期間を2年間とし、同社が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなり次第消滅するものとされているなどその権利の範囲も限定されていること、総数引受契約の締結にあたり対象会社がO a k キャピタル株式会社との間で条件交渉を重ねた結果であること、前述のとおり他の資金調達手段を選択し得ない現状にあることからすれば、対象会社がロックアップ及び先買権を受け入れることに相当性が認められる。

7. セールスフォース・ドットコム社による現物出資の相当性

セールスフォース・ドットコム社は本現物出資により本新株式の割当てを受ける予定であるところ、以下の事情から、本現物出資は相当であると認められる。

- (1) 平成24年12月21日付Convertible Promissory Note (その後の変更を含む。)を確認した限りにおいて、本貸付金債権の実在性が認められること。
- (2) 本現物出資は、現物出資における検査役調査の例外として、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合(会社法第207条第9項第1号)に該当するため、検査役調査が不要となることが確認できるなど、その適法性に問題がないこと。
- (3) 本現物出資では本貸付金債権を実質価値ではなく券面額で評価の上で本新株式を割り当てることを予定しているところ、本貸付金債権の債務者は対象会社の100%子会社であるエフィス社であること、かつ、返済期限が平成28年1月29日と目前に迫っていることから、本現物出資は実質的にはデット・エクイティ・スワップであると評価できることから、本貸付金債権を券面額で評価することに合理性が認められること。

8. 既存株主への影響

本第三者割当増資により対象会社既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化は生じるものの、本第三者割当増資の資金調達規模は、同社の成長戦略の実現及び財務体制の強化という目的に鑑みて、必要な限度で行われるものであり、さらに、当該目的を達成することにより、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る企業価値の向上につながると認識している。

また、Oakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針であるものの、対象会社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は63,631株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は75,778株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は138,600株となっており、一定の流動性を有しており、また、Oakキャピタル株式会社に割り当てた本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数1,834,900株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は3,752株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の5.9%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の5.0%。直近1か月間の1日当たりの平均出来高の2.7%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと評価できる。

よって、本第三者割当増資による希薄化については合理性が認められるものと思料する。

9. 小括

以上を考慮するに、本第三者割当増資は、その必要性を実現するために相当な範囲に留まるものであると評価しうるから、本第三者割当増資には相当性が認められる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期、提出日平成27年3月27日）及び四半期報告書（第17期第3四半期、提出日平成27年11月12日）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年1月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第16期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までに、以下の臨時報告書を平成27年3月27日に関東財務局に提出しております。

1 提出理由

当社は、平成27年3月26日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条及び第40条の規定を改正するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、内山幸樹氏、成瀬功一郎氏、高尾秀四郎氏、ダレン・ケリー氏、谷井等氏、石黒不二代氏及び千本倅生氏を選任します。なお、谷井等氏、石黒不二代氏及び千本倅生氏は社外取締役であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、須原伸太郎氏を選任します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	51,678	604	0	(注)1	可決(98.85%)
第2号議案					
内山 幸樹	51,507	775	0	(注)2	可決(98.52%)
成瀬 功一郎	51,487	795	0		可決(98.48%)
高尾 秀四郎	51,482	800	0		可決(98.47%)
ダレン・ケリー	51,473	809	0		可決(98.45%)
谷井 等	51,333	949	0		可決(98.19%)
石黒 不二代	51,472	810	0		可決(98.45%)
千本 倅生	51,461	821	0		可決(98.43%)
第3号議案	52,282	622	0	(注)2	可決(98.81%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 3月27日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホットリンク及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、平成27年1月21日付けで米国Effyis, Inc.を子会社化している。また、重要な後発事象（第三者割当による新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は平成27年1月7日に当該新株予約権の発行価額の総額の払い込みを受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホットリンクの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ホットリンクが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 3月27日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホットリンクの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、平成27年1月21日付けで米国Effyis, Inc.を子会社化している。また、重要な後発事象（第三者割当による新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は平成27年1月7日に当該新株予約権の発行価額の総額の払い込みを受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月12日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホットリンク及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。